

「大阪府地域医療構想(案)」に対する大阪府保険者協議会意見概要

[意見・要望の趣旨]

今回の地域医療構想は、高齢化の進展に伴い医療需要が増加する中で、10年後のあるべき医療提供体制の構築を目的として策定されるものであるが、被保険者にとって質の高い医療へのアクセスの確保を第一にしつつ、保険料が過度の負担とならないよう効率的な医療としていくことも考える必要があり、医療保険者としては、医療の確保と財政のバランスが取れた医療提供体制の構築を望んでいる。そういった立場で、意見・要望をさせていただく。

意見・要望	対応案
(意見) 今回の医療構想(案)については、厚生労働省から提供された支援ツール等を利用して策定されており、必要病床数の推計に当たり、全国一律の係数が用いられ、地域特性が十分に反映されていないなど課題も見受けられるが、その内容について、概ね異論はない。	—
(意見) ただし、医療構想(案)の目的について、前文の中に、「地域において効果的かつ効率的な医療提供体制を構築するため…医療構想を策定する」とあるが、本文には、第1章の基本的事項の「策定の背景」に「医療介護総合確保法」を説明するために用いられているのみで、それ以外には、「効果的かつ効率的」という文言は見受けられない。医療構想の策定目的を達成するためにも、第6章の「実現に向けた取組み」の中に、同文言を追記されたい。	第6章に「限りある資源の効率的かつ効果的な活用を行い」を追記する。 (該当箇所) 「第6章1(1)検討内容」中、「…各地域における医療機関相互の協議の下、 <u>限りある資源の効率的かつ効果的な活用を行い、医療機関の自主的な病床機能の分化・連携を促進していく必要がある。</u> 」
(意見) なお、あるべき姿に向けた実効ある計画として機能させるには、本来、医療財政面での裏付けが必要不可欠であるため、その観点からの検証を早急に行っていたきたい。	今後、構想の具体的な議論や医療提供体制の状況、診療報酬等の影響などを踏まえ、構想の実現を図っていく。
(要望) 構想実現に向けた取り組みとして、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議とあるが、構想の推進に当たっては、今以上に医療保険者が参画できるよう取り計らうとともに、その見直しの際には遅滞なく保険者協議会に意見を求めること。	医療法において、地域医療構想の見直しにあたっては、保険者協議会に意見を求めることとされており、引き続き、医療保険者が地域医療構想調整会議に参画いただくこととしている。
(要望) 構想の実現に向けた施策の評価・見直しに当たってはPDCAサイクルを機能させるとあるが、成果指標並びに在宅医療の充実及び医療従事者の確保・要請などの具体的な施策に係る工程表が示されていない。成果指標の設定等に当たっては、医療保険者の意見も集約しつつ、地域の実情・住民の医療ニーズを踏まえたものにする。	PDCAによる施策の評価・見直しの具体的な指標等については、医療保険者にも参画いただく地域医療構想調整会議等において協議を行うため、積極的な意見等をいただきたい。
(要望) 地域医療構想の住民への周知に当たっては、住民が医療提供施設の機能に応じ、適切な選択ができるよう、機能等について単に結果やデータを公表するだけでなく、課題から分かりやすく、丁寧に説明するなど、理解を得るための施策を講じること。	地域医療構想の概要版資料を策定するとともに、ホームページへの掲載をはじめ、様々な機会を活用し、効果的に周知してまいります。
(要望) 大阪府は将来の病床不足地域と分析される中で、患者の流出入に関する近隣圏域・府県との調整や回復期機能や在宅医療の確保等の重要な課題については、随時、検証すること。	毎年度の病床機能報告の状況を把握しながら、適切な医療提供体制を構築するための必要な医療機能・病床数等について検討する。
(要望) 今回の案では、2次医療圏ごとに病床の機能分化を行っているが、地域医療全体の経営の観点から、次期計画にあたっては、圏域(府圏域)を超えた病院の拠点化や連携強化(ハブ&スポークモデル)などの医療のネットワーク化について検討すること。	地域医療構想の策定にあたり、医療機能や疾病により圏域を越えた患者の流出入は一部見られるものの、二次医療圏を構想区域とすることに支障はないと考えている。今後、適切な医療提供体制を構築するために、各地域における医療機関等相互の協議の下、医療機関の自主的な病床機能の分化・連携を促進する。